

事業計画 概要表

プログラム名	イラク・シリア人道危機対応支援				
事業名(日・英)	モスル西部で紛争の影響を受けた子どもたちのための教育・保護環境改善事業 <i>Project for improving education and child protection environment for conflict affected children in west Mosul</i>				
開始日	2019年3月1日	終了日	2020年2月29日	日数	366日間
団体名				担当者名	

JPF 助成申請額	66,944,393 円	100 %	区分：政府支援金 66,944,393 円、民間資金 0 円		
直接事業費	39,380,468 円	(58.83%)		日本国内 (東京)	イラク (エルビル)
間接事業費	27,563,925 円	(41.17%)			
その他資金	15,165,850 円	%	国際スタッフ	0.97 人役	1.0 人役
事業費総額	82,110,243 円		現地スタッフ		2.95 人役

事業目的	モスル西部の子どもたちの安全な初等・中等教育へのアクセスとコミュニティにおける子どもの保護環境が改善される
事業概要	イラク北部のニナワ県モスル市では、2013年後半から始まった紛争の影響を受け、教育の質が著しく低下している。2017年のイスラム国 (Islamic State、通称 IS) から解放後、学校施設 ¹ や学習スペース、教材・学用品の不足 ² や帰還民の増加 ³ に伴う児童数の急増により学習環境が悪化したことに加え、紛争期間中および紛争後の学習期間のブランクや教育の質の低下による帰還民の子どもたちの学力低下 ⁴ に対し、早急な支援が求められている。また心理社会的なストレスを抱えた子どもたち ⁵ に対する支援の不足や、通学路における地雷・爆発物の危険性 ⁶ が通学を妨げており、子どもたちが安全に安心して通学し、学習できる環境を整える必要がある。本事業は、2019年のJPFイラク・シリア人道危機対応計画の教育セクターでも指摘されている、公立学校およびノンフォーマル教育を通じた学習支援・心理社会的支援の提供を通じ、「Lost Generation」 ⁷ の抑止に貢献することを目指している。教育の質 ⁸ を改善し、また子どもたちが安心して通学できるよう家庭・コミュニティも巻き込み保護環境を整備することで、質の伴った教育へのアクセスを向上させ、学校に行けないことで増大する児童婚、児童労働、武装勢力への関与等の紛争後のリスク ⁹ から子どもたちを守り、健やかな成長を促す。なお、本事業は現地提携団体 (Al Ghad) と提携し、Al Ghad の持つコミュニティの基盤を活用し事業を実施すると

¹ ニナワ県全体で約 590 校の学校施設が不足している (Ninawa Education Sub-national Cluster meeting minutes 22 October 2018, <https://www.humanitarianresponse.info/operations/iraq/education>)

² 同上

³ 10月31日時点で157,453世帯、944,718人がモスルに帰還している (Displacement Tracking Matrix from Jan 2014 to 31 October 2018, IOM, <http://iraqdtm.iom.int/>)

⁴ Ninawa Education Sub-national Cluster meeting minutes 22 October 2018, <https://www.humanitarianresponse.info/operations/iraq/education>

⁵ 'Picking up the pieces report: Rebuilding the lives of Mosul's children after years of conflict and violence, Save the Children, 2018, <https://www.savethechildren.net/sites/default/files/Picking%20Up%20the%20Pieces%20report.pdf>, p.4-5.

⁶ Ninawa Education Sub-national Cluster meeting minutes 22 October 2018, <https://www.humanitarianresponse.info/operations/iraq/education>

⁷ No Lost Generation, what we do, <https://nolostgeneration.org/page/what-we-do>

⁸ 教育の質の改善は HRP2019 において高いニーズとして検討される予定 (Iraq Education Cluster September 2018 Meeting Minutes, <https://www.humanitarianresponse.info/en/operations/iraq/document/iraq-education-cluster-meeting-minutes>)

⁹ Ninawa Education Sub-national Cluster meeting minutes 22 October 2018, <https://www.humanitarianresponse.info/operations/iraq/education>

	<p>もに、事業期間を通じて当該団体の能力強化を促進し、地域に根差した活動が継続される基盤を構築することを目指す。</p>
事業内容（骨子のみ記入）	裨益者（誰が、何人）
<p>1. モスル西部の子どもの学習環境が改善し、安全な初等・中等教育へのアクセスが向上する</p> <p>子どもたちの学習環境が改善し、安全な初等・中等教育へのアクセスが向上するとともに、教育の質を高めるために教育関係者の能力が向上することを目指し、1) 支援対象校の修繕、2) 学校備品・教員用教材・学用品の提供、3) 子どもたちが地雷や爆発性戦争残存物（ERW: Explosive remnants of war）の危険から自分の身を守るようになるための啓発教育の提供、4) 学習期間のブランクや学習の遅れがある児童が、学校の授業についていくことができる学力を身につけるための補習授業の提供、5) 教育局職員・教員に対する緊急下の子どもに関する研修の提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● モスル西部の 4 校の全校生徒：約 2,800 人 ● 教育局（DoE: Directorate of Education）職員：15 人 ● 教員研修の実施：20 人 ● 補習授業の提供：800 人（女子:400 人、男子:400 人／6 年生 300 人、9 年生:500 人） ● PTA・学校運営委員会（SMC: School Management Committee）：80 人
<p>2. 子どもたちの安全と健やかな成長を促進するために、学習の場とコミュニティにおける子どもの保護環境が改善される</p> <p>子どもが学校、家庭、コミュニティにおいて安全を確保し健やかに成長できるよう緊急支援の提供と保護環境の整備を目指し、1) 子どもたちが紛争後の経験を乗り越え、回復する力を身に付けられるよう支援する心理社会的支援（PSS: Psychosocial Support）プログラム提供、2) 脆弱な環境に置かれている子どもたちの個別の脆弱性やニーズに応じたケースマネジメントの実施、3) コミュニティが子どもを守るネットワークとして機能し、子どもの保護に関する問題の予防や対応に向けたリファーマル体制が強化されるようコミュニティにおける子どもの保護委員会（CPC：Child Protection Committee）の設立・運営支援を行う。</p>	<p>直接裨益者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PSS プログラムに参加する子ども：2,880 人（女子：1,440 人、男子：1,440 人） ● ケースマネジメントを通じた支援を受ける子ども：約 200 人 ● CPC メンバー：60 人（15 人×4CPC） ● 支援対象 4 校のスクール・ソーシャルワーカー：4 人 ● 労働福祉局（DoLSA: Directorate of Labour and Social Affairs）の職員：8 人 <p>間接裨益者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象 4 コミュニティの住民：約 6,000 人

理論的枠組み（ログ・フレーム）

事業目的（事業全体として目指す成果）	Improve safe access to primary and secondary education and protective environment for children in the community of west Mosul モスル西部の子どもたちの安全な初等・中等教育へのアクセスとコミュニティにおける子どもの保護環境が改善される			
現状（事業開始前）	目指す成果（事業終了時）	目標値（成果を測る指標）と確認方法	成果のための活動	✓前提条件 ✦リスク外部要因
<ul style="list-style-type: none"> 紛争の影響で学校施設や備品が破壊・損傷され、修繕しなければ使用できない状況にある学校が多数残されている 使用可能な学習スペースが限られているため、一クラスあたりの人数が多く、学校で適切な学習のサポートができていない 教材や学用品が不足しており、学習できる環境が整っていない 住民・帰還民・避難民の多くの世帯が紛争後の経済的困窮により、学用品を購入することができない 紛争による組織の弱体化や緊急下における知見や対応能力の不足により、教育局が緊急下の教育や子どもの保護に適切な支援を提供できていない 教員は超過激組織イスラム国（IS）支配下でISのカリキュラムに沿って教えることを強要された経緯もあり、子 	<p>1. モスル西部の子どもたちの学習環境が改善し、安全な初等・中等教育へのアクセスが向上する</p> <p>1.1 学習環境の改善および必要な学習支援を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に学校に出席する支援対象校の児童の割合¹⁰（70%） 新たに支援対象校に登録された児童の人数(人¹¹) 補習授業に参加した児童が、9月の進級テストに合格した割合（70%）¹² <p>確認方法 在学記録、出席簿、イラク教育省の進級テスト結果</p> <p>1.1</p> <ul style="list-style-type: none"> 修繕された学校数¹³（4校） 学校備品・教員用教材が提供された学校数¹⁴（4校） 学用品を受領した生徒数¹⁵（2,800人） MRE (Mine Risk Education)セッションを受けた子どもの数¹⁶（2,800人） 事業終了時点で、地雷・爆発物の危険に関する知識が向上したと回答する児童の割合（85%） 補習授業に登録し参加した生徒数¹⁷（800人¹⁸） <p>確認方法</p>	<p>1.1.1 支援対象校のアセスメント実施および修繕</p> <p>1.1.2 学校備品・教員用教材の提供</p> <p>1.1.3 児童用の学用品の提供</p> <p>1.1.4 地雷・爆発物に関する啓発教育の実施</p> <p>1.1.5 補習授業の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓イラク北部における治安状況が安定している ✓イラク政府およびクルド人自治政府の避難民・帰還民の支援方針に大きな転換がない <p>✦IS 残党勢力、民族間摩擦、中央政府および地方政府間の摩擦</p>

¹⁰ Draft of IRAQ HRP 2019 (Education)¹¹ 人数はベースライン調査後に決定する¹² 進級テストの合格点は各科目 50 点で、進級のためには全科目合格する必要がある。イラク政府が定める 6 年生と 9 年生の科目ごとの学習到達内容は、活動 1.1.5 に記載。¹³ Draft of IRAQ HRP 2019 (Education)¹⁴ 同上¹⁵ 同上¹⁶ Draft of IRAQ HRP 2019 (Protection)¹⁷ Draft of IRAQ HRP 2019 (Education)¹⁸ 内訳 女子:400 人、男子:400 人/6 年生 300 人、9 年生:500 人

<p>どもの最善の利益を考慮した教育を行うというマインドセットに切り替わっていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争の影響により多くの子どもが特別な配慮や心理社会的サポートを必要とする中、教員が緊急下の子どもたちの多様なニーズに適切に対応し、子どもたちが紛争の経験を乗り越え回復する力を促進するスキルが不足している ・モスル周辺および市街地には地雷など爆発性戦争残存物 (ERW) が散在しているが、子どもたちが爆発物の危険に関して十分な正しい知識を教えられていない ・紛争中は多くの子どもが通学できない、あるいは IS のカリキュラムで学んでおり、学習期間のブランクや遅れがあるが、学習の遅れを取り戻すための支援が不足している 	<p>1.2 教育関係者が教育の質を高めるために必要な知識を身につける</p>	<p>県教育局との合同評価、配布レポート、MRE セッション実施レポート、エンドライン調査、補習授業の出席簿</p> <p>1.2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急下の子どもの教育に関する研修を受講した教育局職員の数 (15 人) および教員の数¹⁹ (20 人) ・研修を受講した教育局職員・教員のうち、研修後に緊急下の教育に関する理解度が向上した参加者の割合 (70%) ・緊急下の子どもの教育に関する研修を受講した教育局職員・教員のうち、事業終了時点で、研修内容が実践できたと回答する割合 (80%) ・研修を受けた PTA・学校運営委員会 (SMC) の人数²⁰ (80 人) <p><u>確認方法</u> フォーカス・グループ・ディスカッション (FGD)、事前・事後テスト、PTA/SMC 研修レポート</p>	<p>1.2.1 教育関係者 (教育局職員・教員) に対する緊急下の子どもの教育に関する研修の提供</p> <p>1.2.2 PTA・学校運営委員会 (SMC) に対する研修²¹の提供</p>	<p>によるイラク北部における治安の悪化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇イラク政府およびクルド人自治政府の帰還民・避難民の支援方針の変更による事業活動の制限 ◇治安悪化による帰還民、避難民のモスルからの流出
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが IS 支配下および紛争中に受けた深刻なストレスに対処し、乗り越え回復する力を身につけるための支援が不足している ・紛争中や紛争後の混乱の中、外傷や障がいを負ったものの適切な医療・福祉サービスを受けられていない子ども、極度の貧困状態にある子ども、児童労働に従事し学校に通っていない子ども、GBV (Gender Based Violence) や虐待の被害を受けた子ども、保護者と離別した子どもなど、脆弱な環境に晒されている子どもに対し、個別の脆弱性 	<p>2. 子どもの安全と健全な成長を促進するために、学習の場とコミュニティにおける子どもの保護環境が改善される</p> <p>2.1 子どもが心理社会的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業終了時に学校が子どもに優しい保護的な場所だと回答する子どもの割合 (70%) ・PSS プログラムに参加した結果、心理社会的幸福感 (ウェルビーイング) とライフスキルが向上した児童の割合 (70%) <p><u>確認方法</u> ベースライン/エンドライン調査、FGD、事前・事後テスト</p> <p>2.1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PSS プログラムの実施に必要な研修を受けたファシリテーターの人数²² (4 人) 	<p>2.1.1 ファシリテーターに対する PSS プログラム実施のための研</p>	

¹⁹ Draft of IRAQ HRP 2019 (Education)

²⁰ 同上

²¹ 内容は学校運営、positive discipline、質を伴う教育の定義を含む

²² IRAQ HRP2019 (Protection)

<p>やニーズに応じた支援が求められている</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者も紛争による家族や親族の死、他地域への避難や帰還、生計手段の喪失、経済的困難等のストレスにさらされており、家庭において子どもを保護することの重要性に意識を向ける余裕と知識がない 紛争によるコミュニティ内の既存社会的・文化的結束（Social Cohesion）の分断、信頼の欠如、子どもの保護に対する意識の低さにより、コミュニティが子どもを守るネットワークとして十分機能しておらず、多様なニーズを抱えている脆弱な子どもたちを適切にリファーし必要な支援につなげられていない 	<p>(PSS) プログラムを受ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護サブクラスターで推奨されている体系的な PSS プログラムに参加する生徒数²³ (2,880人²⁴) <p><u>確認方法</u> PSSプログラム出席簿、事業モニタリング記録</p>	<p>修</p> <p>2.1.2 PSS プログラムの実施</p>		
	<p>2.2 ケースマネジメントを通じて、最も脆弱な子どもたちが必要な支援を受ける</p>	<p>2.2</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護とケースマネジメントに関する研修を受けた県労働社会福祉局（DoLSA）職員の数（8人）、スクール・ソーシャルワーカーの数（4人）²⁵ ケースマネジメント実施に必要な知識とスキルに関する研修を受けたケースワーカーの数（4人）、コミュニティモビライザーの数（2人）²⁶ 事業終了時にケースワーカーに求められるスキルを持ち、実践しているケースワーカーの割合（90%）²⁷ 個別の支援を受けた子どもの人数²⁸（200人） ケースマネジメントによって、ケース開始時の課題が終結時に改善した児童の割合（%）²⁹ <p><u>確認方法</u> 事業モニタリング記録、ケースファイル、ケースワーカー能力評価シート、ケース終結レポート</p>	<p>2.2.1 県労働社会福祉局（DoLSA）職員およびスクール・ソーシャルワーカーに対する研修</p> <p>2.2.2 ケースワーカーおよびコミュニティモビライザーに対するケースマネジメントの実務研修</p> <p>2.2.3 個別の支援が必要な児童に対するケースマネジメントの提供</p>		
	<p>2.3 コミュニティに根差した子どもの保護の体制の整備に取り組む</p>	<p>2.3</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象コミュニティに設立された CPC 数（4CPC） 子どもの保護とリファーマルに関する研修を受講した CPC メンバーの数³⁰（60人） CPC によって実施された子どもの保護に関する 	<p>2.3.1 コミュニティにおける CPC の設立と運営支援</p> <p>2.3.2 CPC メンバーに対する子どもの保護とリファーマルに関</p>		

²³ IRAQ HRP2019 (Protection)

²⁴ 女子：1,440人、男子：1,440人

²⁵ IRAQ HRP2019 (Protection)

²⁶ 同上

²⁷ Case management competency checklist adapted from Interagency Case management competency and skills framework により事業スタッフが評価する。

²⁸ IRAQ HRP2019 (Protection)

²⁹ 増加率はベースライン調査実施後に決定する。

³⁰ IRAQ HRP2019 (Protection)

2019年1月25日申請

2019年2月15日改訂

改訂番号：3

申請団体名：特定非営利活動法人当団体・ジャパン

		啓発キャンペーン数（4件） <u>確認方法</u> 事業スタッフによるモニタリングレポート、エンド ライン調査	する研修 2.3.3 CPCによる啓発キャ ンペーンの実施	
--	--	--	-------------------------------------	--

事業進捗状況管理表

(それぞれの活動に対し、計画時のものを上に、実績および修正したものを下に表す。)

成果のための活動	月次1 (3月)	月次2 (4月)	月次3 (5月)	月次4 (6月)	月次5 (7月)	月次6 (8月)	月次7 (9月)	月次8 (10月)	月次9 (11月)	月次10 (12月)	月次11 (1月)	月次12 (2月)
コンポーネント1：モスル西部の子どもの学習環境が改善し、安全な初等・中等教育へのアクセスが向上する												
1.1.1 支援対象校のアセスメント実施および修繕		→	→	→	→	→	→					
		アセスメントの実施		学校の補修・修繕								
1.1.2 学校備品・教員用教材の提供							◆					
1.1.3 児童用の学用品の提供							◆					
1.1.4 地雷・爆発物に関する啓発教育の実施								◆				
1.1.5 補習授業の提供				→	→	→	→					
				児童選定		補習授業						
1.2.1 教育関係者（教育局職員・教員）に対する緊急下の子どもの教育に関する研修の提供						◆						
1.2.2 PTA または学校運営委員会（SMC）に対する研修の提供						◆						

コンポーネント2：子どもの安全と健やかな成長を促進するために、学習の場とコミュニティにおける子どもの保護環境が改善される											
2.1.1 ファシリテーター に対する PSS プログラム 実施のための研修	◆										
2.1.2 PSS プログラムの実 施			PSS プログラム						PSS プログラム		
2.2.1 県労働社会福祉局 (DoLSA) 職員およびス クール・ソーシャルワー カーに対する研修		◆									
2.2.2 ケースワーカーお よびコミュニティモビラ イザーに対するケースマ ネジメントの実務研修	◆										
2.2.3 個別の支援が必要 な児童に対するケースマ ネジメントの提供			→								
2.3.1 コミュニティにおけ る CPC の設立と運営支援	◆ 設立	◆ 定例会	→								
2.3.2 CPC メンバーに対 する子どもの保護とリフ ォーラルに関する研修		◆									
2.3.3 CPC による啓発キ ャンプーンの実施									啓発キャンペーンの実施		

事業計画書

1. プログラム名 イラク・シリア人道危機対応支援
2. 事業名 モスル西部で紛争の影響を受けた子どもたちのための教育・保護環境改善事業
3. 団体名
4. 事業期間 2019年 3月 1日 ～ 2020年 2月 29日 (366日間)
5. 予算 82,110,243円 (うちJPF助成額 66,944,393円、自己資金 15,165,850円)
(希望する助成区分：政府支援金、民間資金)

6. 国内担当者名 石坂 明日香

7. 事業目的

モスル西部の子どもたちの安全な初等・中等教育へのアクセスとコミュニティにおける子どもの保護環境が改善される

8. 事業概要

イラク北部のニナワ県モスル市では、2013年後半から始まった紛争の影響を受け、教育の質が著しく低下している。2017年に終了したIS闘争作戦後、学校施設や学習スペース、教材・学用品の不足や帰還民の増加に伴う児童数の急増といった学習環境の悪化に加え、紛争期間中および紛争後の学習期間のブランクや教育の質の低下による帰還民の子どもたちの学力低下に対し、早急な支援が求められている。また心理社会的なストレスを抱えた子どもたちに対する支援の不足や、通学路における地雷・爆発物の危険性が通学を妨げており、子どもたちが安全に安心して通学し、学習できる環境を整える必要がある。本事業は、2019年のJPFイラク・シリア人道危機対応計画の教育セクターでも指摘されている、公立学校およびノンフォーマル教育を通じた学習支援・心理社会的支援の提供を通じ、「Lost Generation」の抑止に貢献することを目指している。教育の質を改善し、また子どもたちが安心して通学できるよう家庭・コミュニティも巻き込み保護環境を整備することで、質の伴った教育へのアクセスを向上させ、学校に行けないことで増大する児童婚、児童労働、武装勢力への関与等紛争後のリスクから子どもたちを守り、健やかな成長を促す。なお、本事業は現地提携団体 (Al Ghad) と提携し、Al Ghadの持つコミュニティの基盤を活用し事業を実施するとともに、事業期間を通じて当該団体の能力強化を促進し、地域に根差した活動が継続される基盤を構築することを目指す。

9. 事業内容

- (1) コンポーネント1: モスル西部の子どもたちの学習環境が改善し、安全な初等・中等教育へのアクセスが向上する

本コンポーネントでは、紛争の影響による学校施設の破壊、避難民の流入および帰還民の増加による
ジャパン・プラットフォーム提出用

る学習スペースの不足、教材・学用品の不足に対し、学校施設の修繕や教材・学用品の提供によって、学習環境の整備を行う。また、紛争による深刻なストレス、地雷や爆発物の危険、学習期間のブランクといった子どもたちが抱える課題に対して、対象児童が適切なサポートを受け、安全に安心して学校に通うことができるよう支援する。

1.1 学習環境の改善および必要な学習支援を行う

学校施設の破壊や損傷が激しく、未だ再開できない学校や、再開できても教室が修復されておらず使用できない教室が多いモスル西部で、ニナワ県教育局（DoE）のガイドラインに沿って学校施設の修繕を行い、学校備品・教材を設置するとともに、子どもたちの学習に必要な学用品を配布する。また、子どもたちが安全に通学できるよう、モスル周辺および市街地に散在している地雷などの爆発性戦争残存物（ERW）の危険に関する啓発セッションを行う。さらに、IS 支配下および紛争中の学習期間のブランクや、学習の遅れを抱える子どもたちが、学校の授業についていくことができる学力を身につけられるよう、補習授業を提供する。

1.1.1 支援対象校のアセスメント実施および修繕

①アセスメントの実施

教育局（DoE）からモスル西部における破損度の高い学校リストを入手し、以下のクライテリアに従って緊急の支援ニーズが高い学校を4校選定する。他団体との支援の重複を避けるため、選定時のアセスメントは、教育クラスターにおいて他団体と調整の上で実施する。

1. 建物の破損度合
2. コミュニティ内の生徒数
3. 帰還民および避難民の生徒の割合
4. 教育クラスターおよびコミュニティからの推薦

選定された4校につき、教育局職員と事業で雇用するエンジニアが各学校にて、学校施設の事前アセスメント、修繕内容の決定および設計を行い、修繕計画について合意する。

②学校施設の修繕

事前調査にて特定された対象校4校の破損状況やニーズに応じて、教育局の基準に沿い、適切な学習スペース、水衛生施設、障がいを持つ生徒に配慮したバリアフリー化、安全に配慮した設備（壁、校庭のフェンス、床、電気設備）等を整備する（学校施設の修繕の例として、別添(1)の積算書参照）。施工業者は、公示・入札を行い、入札価格および技術的観点からの分析を経て適切な業者を選定する。修繕計画は政府の基準に則り、抜け・漏れなく作成されるよう、教育局と十分に調整を行った上で作成する。工事中は事業で雇用するエンジニアが工事の進捗状況をモニタリングし、万一遅れがある場合は迅速に事業スタッフに連絡した上で、事業スタッフとエンジニアが合同で原因を突き止め解決手段を講じる。

1.1.2 学校備品・教員用教材の提供

目的	学校施設に不可欠な教材や備品を整備し、授業が提供可能な環境を整える。
配布内容（例）	事前調査で特定された各校のニーズに応じて、必要な教材や備品を提供する。

	例：机・イス、ホワイトボード、ゴミ箱、消火器、救急箱、ロッカー、掲示板、サッカーボール、教育用ポスター、はさみ、ペン、チョーク、黒板消し、出席簿、テープ等
対象	対象校4校
回数	1回

1.1.3 児童用の学用品の提供

目的	学習に必要な学用品を配布し、対象児童の教育へのアクセスを確保する。
配布内容	ノート、鉛筆、消しゴム、定規、通学用バッグ等
対象	対象支援4校の全校生徒、約2,800人 ³¹
回数	1回
配布方法	対象校の校長および教員の監督の下、事業スタッフが配布や受益者の記録を行う。配布は支援対象校にて、平日の放課後に教室で実施する予定。

1.1.4 地雷・爆発物に関する啓発教育の実施

モスル周辺および市街地には地雷や爆発性戦争残存物（ERW）が多数残っており、イラク政府による除去作業が進められているものの、いまだに子どもを含む住民が爆発物により死傷する事故が発生している。子どもたちが通学の途中や日常生活において、地雷やERWの危険から自分の身を守ることができるよう、危険度の高い地域や、発見した場合の対処法など爆発物に関する啓発教育（MRE：Mine Risk Education）を支援対象である4校の全校生徒を対象に実施する。

カリキュラム	Mines Advisory Group（MAG） ³² の研修カリキュラム
内容	講義とゲーム等のアクティビティを併用し、以下の内容を取り扱う。 -ERWの特定方法 -危険を回避する方法 -危険地帯と危険地帯に入ってしまった場合の対処法
対象	支援対象4校の全校生徒、約2,800人
期間	4日/週、60分/セッション (1回30~35人、80~90回のセッションに分けて実施)
場所	各支援対象校
ファシリテーター	MREの専門トレーナーとしての認定を受けたAl Ghadのスタッフ
モニタリング	専門トレーナーが事前・事後試験を実施し、参加した生徒の理解度を測る。また、事業終了時のエンドライン調査で、地雷・爆発物の危険に関する知識が向上したかどうか聞き取りを行う。 活動のサポートおよびモニタリングのため、事業スタッフおよびMAGのスタッフがMREセッションの実施に立ち会う。

1.1.5 補習授業の提供

紛争の影響により、モスルの7割以上の子どもが通学できない期間を経験しており、その間の学習の遅れによって、基礎的な学力が身についておらず、復学しても学校の授業についていけない、など

³¹ 対象年齢は6-15歳を予定。支援対象校（初等学校、中等学校）に応じて決定される。

³² MAGは地雷・爆発物の除去と啓発教育を専門に行う国際NGOで、イラクでは1992年から活動している。
<https://www.maginternational.org/what-we-do/where-we-work/iraq/>

中退の原因となり得る課題がある。この課題に対応するため、夏期休暇期間中に特に学習支援のニーズが高い生徒に対して補習授業を提供し、学習の遅れを取り戻し、復学および通学を継続できるような基礎学力の定着を目指す。

対象校：対象者	<p>支援対象4校のうち、進級のための学年末試験³³が不合格だった、もしくは以前教育を受けられない期間があった等の理由で学習に遅れがある児童800人</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 女子：400人、男子：400人 ● 6年生：300人、9年生：500人※ <p>※初等学校および中等学校の最終学年の児童。修了に求められる基礎学力を身につけ、各課程を終了し、教育を継続できるよう6年生と9年生を対象とする。レベルに応じたクラス分けは計画していないが、万一学力差が大きく、習熟に支障がある場合は、シフト制によるクラス分けも検討する。</p> <p>※6年生よりも9年生の履修科目数が多く、各科目の難易度が高いため、学年末試験で不合格となる児童の割合が多い。このため、より高い学習ニーズを抱える9年生の対象者を多く設定している。</p>
カリキュラム	<p>以下のとおり、イラクの教育制度における基礎科目の補習を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 6年生：数学、英語、科学 - 9年生：数学、英語、物理、化学、生物 <p>イラクの公教育にて教授経験のある教員が、イラクの学校で使用しているカリキュラムを短期集中学習用に応用し補習を行う。主に生徒が困難を抱えやすく、最終試験で合格率の低い科目を中心に、生徒のニーズに応じて授業を構成する。</p>
期間・回数	3ヵ月／対象校（夏期休暇中、6月半ば-9月半ば）、5日／週、4時間／日
場所	対象校の近隣2校の教室を使用（夏期休暇中は対象校の修繕を行うため）
教員	<p>教員は公募および教育局からの推薦を通じ採用し、活動開始前に当団体（WV）の定めるチャイルド・プロテクション・ポリシー等必要なオリエンテーションを行う。</p> <p>学年ごとの教員の配置は以下の通り。</p> <p>6年生：6人（数学2人、英語2人、科学2人）</p> <p>9年生：10人（数学2人、英語2人、物理2人、化学2人、生物2人）</p>
モニタリング	<p>週毎に学力試験を実施し、対象児童の学力向上を定期的に測定する。</p> <p>9月に実施される進級のための追試験での成績を学校から受領し、活動の成果を測る。</p>

補習授業の時間スケジュール例

8:30-09:10	1時間目
09:10-09:15	休憩
09:15-09:55	2時間目
09:55-10:00	休憩
10:00-10:40	3時間目
10:40-10:55	休憩
10:55-11:35	4時間目
11:35-11:40	休憩
11:40-12:20	5時間目

³³ 学年末試験は6月に実施される。初等学校の修了、中等学校の修了には、それぞれ最終学年である6年生と9年生の学年末試験での合格（全科目50点以上）が条件となっており、中等学校・高等学校への進学においても修了が条件となっている。

イラク政府が定める6年生と9年生の科目ごとの学習到達内容³⁴と、進級テストの合格点

【6年生】

科目	学習到達内容	合格点
数学	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活上で必要な数学的概念の理解と日常生活への応用 2. 点、弧、直線、半径、角度などの概念の理解 3. 立方体、平行四辺形、円柱形、三角錐、四角錐、球、正方形、長方形、円、三角形などの理解 4. 長さ、大きさ、重量、お金、時間などの概念とそれらの関係性の理解 5. 年齢相応の問題解決スキルと思考能力の習得 6. 自然数の読み書きと定規やコンパス等の道具を使った簡単な図形作成ができる 7. 単位の使用と他の単位への変換、数学で使用する記号の理解と使用ができる 8. データの読み取りと解釈ができる 	50点 (100点満点)
英語	<ol style="list-style-type: none"> 1. 英語の学習を通し、新しい言語を学ぶ意欲が高まる 2. 他の児童とグループで協力するなど学習習慣を身に付けることができる 3. 異文化に親しみ、理解を深め、視野を広げることができる 4. 英語を学ぶことを通じ、言語への関心・気づきを深める 5. 英語での簡単な会話を通じて、コミュニケーションを図ることができる 6. 英語の読み書き能力の素地を身につけることができる 	50点 (100点満点)
科学	<ol style="list-style-type: none"> 1. 神の創造が完全であることへの理解と信仰を深める 2. 科学の学習を通じて、児童が自身の才能と科学に関する能力に気づき、科学に対する探究心を持つ 3. 新しい科学的知識を習得し日常生活の中で適用できるようになる 4. 地元の自然への関心を高める 5. 簡単な機械的仕掛けを作成できるようになる 6. 社会における科学の適用への理解を深める 	50点 (100点満点)

【9年生】

科目	学習到達内容	合格点
数学	<ol style="list-style-type: none"> 1. 数学的言語（記号、数学用語、数式、図形）を理解し、使用することができる 2. 代数、幾何など数学的・数値的しくみを理解することができる 3. 数学的知識の蓄積が自然現象の解釈において果たす役割を理解する 4. 数学的知識・スキルを他の学問分野においても応用できる 5. 量的・数学的データを収集し、分類し、表現し、解釈する力を身につける 6. 身の回りの物質・状況について数学的思考に基づき考えることができる 7. 数学的思考で表現、議論、証明することができる 	50点 (100点満点)
英語	<ol style="list-style-type: none"> 1. 英語の言語構成を理解し分析することができる 2. 指定された単語、イディオム、表現を学び、文脈に応じて意味を理解することができる 3. 英語の文章を聞き取り理解し、イントネーションの違いを聞き分けることができる 4. 正しい英語を用いて会話やディスカッションに参加することができる 5. 異なる読解方法（音読・黙読）および読解スキル（精読・略読）で英 	50点 (100点満点)

³⁴ イラク教育省の学習指導要領 (<http://www.manahj.edu.iq/>) より。

	語の文章を読んで理解することができる 6. 正しい英語で3パラグラフの自由作文を書くことができる 7. 就職における英語の重要性を理解する 8. 自分の宗教や文化を他者に紹介する等の国際的コミュニケーション言語としての英語の重要性を理解する	
物理	1. 科学的思考を身につける 2. 問題解決能力を身につける 3. 物理的理論の実用的なスキルを身につける	50点 (100点満点)
化学	1. 元素周期表と化学的情報の構成におけるその役割を理解する 2. 数学、物理、その他の幅広い分野と化学分野のつながりを理解するとともに、幅広い科学分野の問題について関心を高める 3. 化学実験を正しく計画し、安全に実施し、適切に結果を分析できるスキルを身につける 4. 化学の素地を養い、化学的な記事を批判的に読み理解する力を身につける 5. 科学的な情報と研究結果を理解し、口頭および論述でその情報を他者に効果的に伝える力を身につける	50点 (100点満点)
生物	1. 生物学の知識を活用し、日常の問題を解決するために適用する力を養う 2. 生物への理解と関心を高める	50点 (100点満点)

なお、当団体が2018年にモスル西部で実施した他事業での補習授業の対象児童（6月の進級試験で不合格だった6年生と9年生）の、6月の進級試験での各科目の平均点は以下の通りであった。本事業でも同様に、6月の進級試験で不合格だった6年生と9年生の各科目の平均点をベースラインとし、補習授業の対象児童のうち9月の進級追試験を受験する児童³⁵の70%が合格（全科目で50点以上を取得）できるよう、学力の向上を目指す。

【6年生】

科目	数学	英語	科学
不合格者の平均点	34.44点	34.17点	32.80点

【9年生】

科目	数学	英語	物理	化学	生物
不合格者の平均点	29.53点	28.84点	30.77点	30.13点	28.71点

1.2 教育関係者が教育の質を高めるために必要な知識を身につける

紛争による学習の遅れだけでなく、多くの児童は保護者との別離・喪失、負傷、虐待被害などを経験し、深刻なストレスを抱え、紛争後も様々なリスクに晒されている。このため、教育現場においては紛争による影響を受けた児童への特別な配慮や支援が必要である。しかし、教育局職員や教員を含む教育関係者は、緊急下の子どもの教育について理解を深める機会がないまま、対応すべき日々の多くの教育ニーズに追われている状況である。そこで、教育関係者が緊急下における教育について十分に理解し、対象児童が安心して教育を受けられる環境を整備・維持し、より質の高い教育を提供でき

³⁵ 年度によってイラク政府の方針が変わる場合もあるが、2018年は6月の進級試験で不合格の科目が2科目までだった児童に、9月の進級追試験の受験資格が与えられた。

るよう能力強化を行う。

また、モスル西部では現在 PTA が組織されていないか、組織されていても十分に機能していない場合が多いため、学校を支えるコミュニティ主体の組織として PTA を活性化する必要性が教育クラスターにおいて強調されている³⁶。校長および教員から成る学校委員会（SMC）も、制度としては存在しているものの、多くの学校では機能していないため、質の高い学校運営のために強化が必要とされている。このため、PTA および SMC の組織化と、既に組織されている場合はそのメンバーに対して緊急下の教育とコミュニティの役割に関する研修を実施し、紛争後のモスル西部において学校教育をサポートする上での PTA および SMC の意識と知識の向上を目指す。

1.2.1 教育関係者（教育局職員・教員）に対する緊急下の子どもの教育に関する研修の提供

カリキュラム	INEE (An International Network for Education in Emergencies) 緊急下における教員研修プログラム (イラク版) ³⁷ 肯定的しつけ (ポジティブ・ディシプリン) 実施ガイドライン ³⁸
内容	INEE 緊急下における教員研修プログラム - 教員の役割と行動規範 - 子どもの保護 (子どもの権利、心理社会的支援 (PSS)、ライフスキル等) - 教授法 (クラス運営、年齢やクラス人数に応じた指導法、積極的な授業への参加を促す指導法、評価方法等) - カリキュラム・授業計画立案 肯定的しつけ (ポジティブ・ディシプリン) 実施ガイドライン - 肯定的しつけの定義と基準 - 肯定的しつけにおけるコミュニケーション - 生徒、教員、保護者のための行動規範
対象	対象4校から教員各5人 計20人 二ナワ県教育局職員15人
期間	計4日間
場所	外部の研修会場 (賃借)
講師	緊急下における教育および心理社会的サポートに関する講師養成研修を修了している講師を採用予定。
モニタリング	事業スタッフが事前・事後試験を実施し、研修参加者の理解度を測る。 また事業終了時の評価で FGD を実施し、研修内容が有益だったか、教室で実践できているか聞き取りを行うとともに、教育局と事業スタッフが合同で教員による活動のモニタリングおよび教員の評価を行い、研修内容が実践されているかを確認する。

当団体がモスル西部で実施した他事業において、一部の教員が体罰やペナルティを課すことによって大人数の生徒を管理しており、学校の授業に出席することが怖いと感じるといった子どもの声があがっていた。このため、安全で子どもが安心できる学習環境を整えるために、本事業では肯定的しつけ (ポジティブ・ディシプリン) を通じて、暴力に依らない教育・しつけの手法を教育関係者への研修内容に含める。

³⁶ 2019HRP の教育セクターの戦略目標 3 「Strengthen the capacity of the education system to plan and deliver a timely, appropriate and evidence-based education responses」の下で、「# of PTA/SMC reactivated or established」「# of PTAs/SMCs trained」といった指標が設定されており、国レベルの教育クラスター会議においても、PTA と SMC の機能強化の必要性が強調されている。

³⁷ Training for primary school teachers in crisis context package;

<http://www.ineesite.org/en/resources/training-for-primary-school-teachers-in-crisis-contexts-package>

³⁸ <https://www.humanitarianresponse.info/en/operations/iraq/document/positive-discipline-parent-teacher-guide>

1.2.2 PTA・学校運営委員会（SMC）に対する研修の提供

カリキュラム	PTA ガイド ³⁹ 教育関係者の行動規範 ⁴⁰ および教育に関するメッセージ ⁴¹ （イラク教育クラスター）
内容	- 肯定的しつけを促す学習環境の原則 - 教室で求められる教員の行動と態度 - 子どもの保護（懸念すべき子どもの兆候の見分け方） - 肯定的な子どもの態度を育むための保護者、学校、生徒の役割と責任
対象	対象4校のPTA およびSMCのメンバー各20人 ⁴² 計80人
期間	2日間
場所	外部の研修会場（賃借）
講師	緊急下における教育および心理社会的サポートに関する講師養成研修を修了している講師を採用予定。
モニタリング	事業スタッフが事前・事後試験を実施し、研修参加者の理解度を測る。また事業終了時の評価でFGDを実施し、研修内容が有益だったか聞き取りを行う。
フォローアップ	県教育局より、PTAは定例会議の実施と議事録の提出が義務付けられている。コミュニティモビライザーが毎回定例会議に出席し、議事録の作成の仕方や、ミーティングの進め方をサポートすることによって、PTA運営のための能力の強化のサポートを提供する。また、事業スタッフ（プロジェクト・コーディネーター、プロジェクト・オフィサー）も適宜定例会議に参加し、教育・子どもの保護の観点からの技術的なアドバイスを提供し、継続的に研修のフォローアップを行う。

(2) コンポーネント 2：子どもの安全と健やかな成長を促進するために、学習の場とコミュニティにおける子どもの保護環境が改善される

本コンポーネントでは、紛争後のモスル西部で最も脆弱な状況下にある子どもたちを支援するため、特にストレス反応が強く出るなど気になる兆候⁴³のある子どもたちに対する心理社会的支援（PSS）を行うとともに、脆弱性の高い子どもや保護者に対してはケースマネジメントによる個別支援を行い、子どもの安全と健やかな成長を促進する。また、コミュニティにおける子どもの保護委員会（CPC）を設立し、コミュニティが主体的に緊急下の子どもたちに対して適切な支援ができる体制を整える。

2.1 子どもが心理社会的支援（PSS）プログラムを受ける

IS 支配下における紛争経験に起因する子どもたちのストレスへの対応の遅れは、安定した日常生活を取り戻す上での妨げとなるだけでなく、精神疾患などの長期的な身体・精神的な健康へのリスクが高まるため、早期の対応が求められている。紛争の影響により軽度から重度まで様々なレベルのストレスを抱える子どもたちが、ストレスを発散し、本来持つ困難に対処する力を高めることができるよう、体系的に設計されたカリキュラムを用いた PSS プログラムを提供する。本カリキュラムは、イラクの子どもの保護サブクラスターでも推奨されている。

2.1.1 ファシリテーターに対する PSS プログラム実施のための研修

³⁹ 同上の肯定的しつけ実施ガイドラインを基に CIE テクニカル・アドバイザーが作成する。

⁴⁰ https://www.humanitarianresponse.info/sites/www.humanitarianresponse.info/files/documents/files/iraq_code_of_conducts.pdf

⁴¹ https://www.humanitarianresponse.info/sites/www.humanitarianresponse.info/files/documents/files/iraq_educational_messages.pdf

⁴² イラクでは、PTA 構成員は主に保護者である一方で、SMC 構成員は校長・教頭・主幹教諭等の各学校のマネジメント層である。このため、学校を支える組織の強化として、PTA と SMC の両方に働きかける必要があり、両者が主体的かつ有機的に機能しているよう能力強化を図る。

⁴³ PSS プログラムの対象児童選定の基準は別添(3)の通り。

対象者	ファシリテーター 4人 ⁴⁴
カリキュラム	セーブ・ザ・チルドレンによる「子どものレジリエンスを高めるプログラム：就学・非就学児のための心理社会支援」のツール・キット ⁴⁵
内容	子どもたちを対象に PSS プログラムを実施するにあたり、彼らが直面する困難を互いに共有できる環境を作るスキルを含めつつ、具体的に以下のトピックについて子どもたちが議論するためのファシリテーションスキルを習得する。 - 子どもたちが社会において受けられる支援システム - コミュニティにおける有益なリソースと問題 - 子どもの権利 - 子どものニーズ
期間・回数	5日間
場所	外部の研修会場（賃借）
講師	本カリキュラムの講師研修を受けた講師を採用する
モニタリング	事業スタッフが事前・事後試験を実施し、研修参加者の理解度を測る。また PSS プログラム実施中は、事業スタッフが保護者や子どもたちの同意のうえ活動の様子を観察し、ファシリテーターによる活動実施状況のモニタリングを行う。

2.1.2 PSS プログラムの実施

対象者	PSS プログラム対象児童選定基準に照らし支援が必要と判断された 10-14 歳の子ども 計 2,880 人 <ul style="list-style-type: none"> 各校 1 ヶ月につき 120 人を対象とする（120 人×4 校×6 ヶ月） 選定基準に基づき、虐待やネグレクト、搾取、暴力の被害にあっている、もしくは精神的不安や問題行動を示すなどの理由から、教員がプログラムへの参加が必要と認めた生徒
カリキュラム	セーブ・ザ・チルドレンによる「子どものレジリエンスを高めるプログラム：就学・非就学児のための心理社会支援」のツール・キット
内容	議論や意見の共有を主体とした 8 つのワークショップを通じて、自分たちが直面する困難な状況に対してどのように取り組んだらよいかの知識や考え方を身につけ、心理的なストレスを軽減し、心身ともにより健康的な生活を送れるようになることを目指す。ワークショップの内容は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> わたし/ぼくの生活（自分の役割、周りにある支援システム） わたし/ぼくのコミュニティ（コミュニティにあるリソースと課題） 子どもの権利とニーズ 聞くスキル（他の参加者の意見を尊重し良いコミュニケーションを築く） わたし/ぼくの良いところ（各自の得意なことや長所を認め尊重する） 協力する（異なる意見を認め他者と協力するためのスキルを学ぶ） わたし/ぼくの将来（各自が将来の夢について考え共有する）
期間・回数	各生徒 2 セッション／日（週 2 回）を 4 週間 計 8 セッション 合計 6 か月（6 サイクル） 4 月～5 月と 10 月～1 月に実施
場所	各対象校内
ファシリテーター	上記 2.1.1 で研修を受けたファシリテーター
モニタリング	子どもの保護サブクラスター、心理社会的支援タスク・フォース、セーブ・ザ・チルドレンが合同で作成した事前・事後テスト ⁴⁶ を使用し、参加児童の心理社会的幸福感（ウェルビーイング）とライフスキルが向上したかどうかを事業ス

⁴⁴ 他事業の PSS 活動で、コミュニティでの活動経験がある人材をアニメーターとして 4 名（男 2 名、女 2 名）を雇用しており、本事業でもこの人材をファシリテーターとして雇用する予定。

⁴⁵ https://resourcecentre.savethechildren.net/sites/default/files/documents/facilitators_handbook_1.pdf
https://resourcecentre.savethechildren.net/sites/default/files/documents/6958_0.pdf

⁴⁶ <https://ce.humanitarianresponse.info/x/#csyxiaYp>

タッフが確認する。

PSS プログラムの実施スケジュール例

(以下のスケジュールを各校で4週継続し、1サイクルとする)

	日	月	火	水	木	金	土
午前シフト	学校の授業 はあり	グループ1 (2セッション)	グループ1 (2セッション)	グループ3 (2セッション)	グループ3 (2セッション)	休み	休み
午後シフト	学校の授業 はあり	グループ2 (2セッション)	グループ2 (2セッション)	グループ4 (2セッション)	グループ4 (2セッション)	休み	休み

2.2 ケースマネジメントを通じて、最も脆弱な子どもたちが必要な支援を受ける

紛争終結後1年以上が経過した現在も、外傷や障がいを負ったものの適切な医療・福祉サービスを受けられていない子ども、極度の貧困状態にある子ども、児童労働に従事し学校に通っていない子ども、GBV や虐待の被害を受けた子ども、保護者と別離状態にあり法的な保護者もいない子ども（UASC：Unaccompanied and Separated Children）など、様々な脆弱性を抱え、個別の支援を必要としている子どもが多数残されている。このような特に脆弱性の高い子どもたちを特定し、本事業で雇用するケースワーカーとコミュニティモビライザーによってケースマネジメントによる個別支援を行う。また、子どもの保護に関する行政を担うニナワ県労働社会福祉局（DoLSA）および個別の支援を必要とする子どもたちを学校で支えるスクール・ソーシャルワーカーに対して、子どもの保護とケースマネジメントに関する研修を行い、脆弱な子どもたちを行政および学校において支える現地の人材の能力強化に取り組む。

2.2.1 県労働社会福祉局（DoLSA）職員およびスクール・ソーシャルワーカーに対する研修

個別の支援を必要としている子どもたちを特定し、必要に応じた支援機関へリファーし、また学校内で教員とともに個別の児童のニーズに対応する上で、学校に配置されているスクール・ソーシャルワーカーが果たす役割は大きく、スクール・ソーシャルワーカーの能力向上は2019年HRP（Humanitarian Response Plan）でも重点項目となっている。このため、スクール・ソーシャルワーカーに対して子どもの保護とケースマネジメント、リファールシステムに関する研修を実施する。また、イラクにおける子どもの保護の所管官庁である労働社会福祉省（MoLSA）の地方行政機関、ニナワ県労働社会福祉局（DoLSA）の機能強化の必要性は、子どもの保護サブクラスターにおいて重要視されているため、併せてDoLSAの職員に対しても子どもの保護およびケースマネジメントに関する研修を実施する。

カリキュラム	イラクの子どもの保護サブクラスターの加盟団体が共通で使用しているケースマネジメント・ガイドライン ⁴⁷
内容	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護の基礎および行動規範 ケースマネジメントの基本 ケースマネジメントにおけるコミュニケーション ケースマネジメントにおけるアセスメント、計画、実施、フォローアップ、

⁴⁷ Global Protection Cluster (Child Protection)の”Child Protection Case Management: Training Manual for Caseworkers, Supervisors and Managers”
(<http://www.socialserviceworkforce.org/system/files/resource/files/Child%20Protection%20Case%20Management%20Training%20Manual.pdf>)
をイラクのコンテキストに合わせて修正したもの。

	クローズまでの実施手順 <ul style="list-style-type: none"> データ保護プロトコール 肯定的しつけ（ポジティブ・ディシプリン）の基本知識
対象	支援対象校のスクール・ソーシャルワーカー4人およびDoLSAの職員8人計12人
期間	2日間
場所	外部の会議室（賃借）
講師	ニナワ県レベルの子どもの保護サブクラスターの加盟団体より情報収集し、心理学もしくは社会福祉の資格とケースマネジメントの実務経験を有する外部講師を選定する。
モニタリング	事業スタッフによる事前、事後テストを行う。
フォローアップ	スクール・ソーシャルワーカーに関しては、ケースワーカーが定期的に学校を訪問し、日常のモニタリングとフォローアップを行うと同時に、プロジェクト・オフィサーも定期的に面談・聞き取りし、メンタリングを行う。 DoLSA 職員については、四半期ごとに研修講師もしくは事業スタッフによる聞き取りを行い、メンタリングを行うことによって能力強化を図る。

2.2.2 ケースワーカーおよびコミュニティモビライザーに対するケースマネジメントの実務研修

カリキュラム	イラクの子どもの保護サブクラスターの加盟団体が共通で使用しているケースマネジメント・ガイドライン
内容	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの保護の基礎および行動規範 ケースマネジメントの基本 ケースマネジメントにおけるコミュニケーション ケースマネジメントにおけるアセスメント、計画、実施、フォローアップ、クローズまでの実施手順 標準作業手順（SOP：Standard Operation Procedures） データ保護プロトコール 政府が作成したケースマネジメント・フォームの使い方
対象	本事業で雇用するケースワーカー4人、コミュニティモビライザー2人、プロジェクト・オフィサー1人 計7人
期間	5日間（5時間／日）
場所	外部の会議室（賃借）
講師	WVのCIEテクニカル・アドバイザー
モニタリング	事業終了時に事業スタッフによる能力評価を行う。

2.2.3 個別の支援が必要な児童に対するケースマネジメントの提供

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象コミュニティに居住するベースライン評価で脆弱性が高いと判断された子ども（0-18歳） ケースワーカー、CPCメンバー、コミュニティモビライザーにより特定された子ども 特にUASC、負傷した子ども、GBVや虐待の被害を受けた子ども、障がいのある子ども、児童労働に晒されている子どもなど、高い脆弱性を持つ子どもに対して優先的に支援を行う
支援内容	ケースマネジメントは、SOP ⁴⁸ に基づき、以下の流れで実施する。 1. 子どもの特定、登録

⁴⁸ 子どもの保護サブクラスターで合意されたSOPに基づく。

	2. 状況調査 3. 個別支援計画策定 4. 個別支援の実施 5. 個別支援のフォローアップ 6. 支援終了
期間	事業期間中
支援実施者	本事業で雇用するケースワーカー ⁴⁹ 4人、コミュニティモビライザー2人

2.3 コミュニティに根差した子どもの保護の体制の整備に取り組む

脆弱性が高く様々なリスクに晒されている子どもたちを家庭とコミュニティが主体となって守ることができるよう、コミュニティの子どもの保護に関する知識・意識を向上するとともに、コミュニティを動員し子どもを保護する体制を強化する。具体的には、コミュニティ内の子どもが抱える問題に対応するため、CPC を設立してメンバーに研修を実施し、子どもを守るための能力強化を行う。さらに、事業スタッフがアドバイスを行いつつ、研修を受けた CPC メンバーがコミュニティにて個別支援の必要な子どもを特定しフォローアップを行う、子どもの保護に関する啓発キャンペーンを実施する等の活動を通して、コミュニティに根差した子どもの保護サービスが CPC によって主体的に継続されるよう運営を支援する。

2.3.1 コミュニティにおける CPC の設立と運営支援

①CPC メンバーの選出と役割分担

事業対象校4校の学区において、ケースワーカーおよびコミュニティモビライザーとともに、子どもの保護を担うコミュニティに根差した委員会である CPC を設置する。ただし、対象コミュニティにおいて既存の機能している組織（PTA など）がある場合には、既存の組織を活用する形で CPC としての機能強化を図る。

CPC の役割は、日常的に周辺コミュニティへのアウトリーチを行い、問題を抱えている子どもの特定、フォローアップ、コミュニティを対象にした啓発活動を行うことである。また、コミュニティ内で子どもを取り巻く問題が発生した場合には、コミュニティ内でのリファラルの窓口となり、ケースワーカーや関係機関へのリファーを行う。定例会議では1カ月間で扱ったケースやフォローが必要なケース等を報告・共有し、ケースワーカーとともに対応策を協議する。事業終了後には CPC が中心となって、個別支援が必要な子どもの特定、フォロー・リファーや、コミュニティでの啓発活動等の子どもの保護サービスを主体的に継続できるよう、事業期間を通じてメンバーの意識の向上と能力強化に取り組む。具体的には、CPC の定例会議にコミュニティモビライザーが参加し、CPC の役割や支援が必要な子どもの特定方法などを繰り返し伝えると同時に、プロジェクト・オフィサーも会議に参加し、子どもの保護やケースマネジメントに関する技術的なアドバイスを提供していくことで、メンバーの知識やスキル、モチベーションの向上を図る。

委員については、地域の慣習に従い、地域住民や地域の経済・社会の状況について知見のあるコミュニティリーダー（Mokhtar）を中心に、コミュニティ自身が主体性を持って各 CPC で 15 人程度のメンバーを選出する。平等なジェンダー比率になるよう、またコミュニティ内の多様なグループから

⁴⁹ ケースワーカーは以下を要件とする。College certification, Child Protection Training Certificate, Child Rights Certificate, Case Management Certifications および IDP とホストコミュニティの支援に関連するコミュニティマネジメントでの1年以上の経験

メンバーが選出されるよう、事業スタッフがサポートを行う。メンバーの一人がフォーカルポイントとなって、事業スタッフと日々連絡を取り合い、特定した支援が必要な子ども、フォロー中の子どもの変化、またコミュニティの状況の変化について情報共有を行う。

当団体はこれまでもモスルでの他事業で CPC の設立・運営支援を行う活動を実施しており、CPC のリファーマル機能が強化されるなどの成果が出ている。メンバー選出時にコミュニティに対して CPC の役割や重要性などの説明を十分行った上で、強い関心とコミットメントを示した人をメンバーとして選出すること、また事業スタッフによる定期的なリフレッシュ研修や聞き取りを実施することなど、CPC を効果的に機能させる上での他事業からの学びを活かしつつ、本事業でも CPC の運営を支援する。

2.3.2 CPC メンバーに対する子どもの保護とリファーマルに関する研修

目的	CPC メンバーが子どもの保護に関するキャパシティを強化し、子どもの保護環境整備のための有効な活動を実施できるようにする。
カリキュラム	Save the Children カリキュラム、子どもの保護クラスターのガイドライン ⁵⁰
内容	子どもの権利、緊急下の子どもの保護、PSS、ケースマネジメント（支援が必要な子どもの特定方法）
対象	CPC メンバー60人（15人×4CPC）
期間	2日間 【研修日程（予定）】 1日目⇒子どもの保護アプローチ、ケースマネジメント、リファーマルシステム 2日目⇒緊急下の子どもの保護および教育、子どもの権利
場所	外部の会場（賃借）
講師	上記 2.2.2 で研修を受けたコミュニティモビライザー
モニタリング	事業スタッフが事前・事後試験を実施し、研修参加者の理解度を測る。 また事業終了時に事業スタッフによる能力評価を行う。
フォローアップ	コミュニティモビライザーおよびプロジェクト・オフィサーが CPC の定例会議に出席し、課題を聞き取りアドバイスすることで、CPC の子どもの保護およびリファーマルに関する課題を継続的に把握し、解決のためのサポートを行う。

研修終了後、各 CPC は月に 1 回定例会を開き、コミュニティ内で発生した子どもの教育や保護に関する課題の共有および解決に向けた協議や、ケースマネジメントでフォロー中の子どもの様子の報告、新たに個別の支援が必要な子どもの情報の共有特定を行う。定例会には事業スタッフやケースワーカー、コミュニティモビライザーが同席し、報告されたケースについて必要な支援を行う。

2.3.3 CPC による啓発キャンペーンの実施

目的	子どもの安全な通学・学習環境をつくるため、また子どもの保護や子どもの権利の侵害、GBV の削減といったコミュニティの課題解決に向けた意識の向上のため、コミュニティ、特に保護者に対して啓発メッセージを届ける。
内容	キャンペーンで実施する活動の内容は各 CPC が主体性を持って決定し、準備・実施する。一連の過程では、事業スタッフがサポートを行う。想定される活動内容は以下の通り。

⁵⁰ Minimum Child Protection Package for Urban-Retkan Areas Utilizing A Community-Based Child Protection Approach, 2018

	-パンフレットの作成およびコミュニティ内での掲示・配布 -訪問活動の実施 -子どもの保護に関する住民の FGD の実施
対象地域	支援対象校の所在するモスル西部の4コミュニティ
回数	各コミュニティで1回 計4回

10. 事業の背景

(1) 対象地における被災者の状況

イラク北部のニナワ県モスルは、2014年8月以降ISのイラク最大の拠点として、約3年間にわたりISの支配下にあった。2016年10月からイラク軍およびクルド人部隊、スンニ派民兵によるモスル奪還作戦では空爆も含む激しい戦闘によって、かつては人口200万人を抱えていたイラク第2の都市は壊滅的な打撃を受け、2017年7月10日の解放作戦の勝利宣言に至るまでに、約100万人⁵¹の住民がモスルから避難を余儀なくされた。

ISからの開放以降、モスルには2018年9月末までに約94万人が帰還した⁵²一方で、依然として約38万人の国内避難民も滞在している⁵³。イラク政府および国連やNGO等の人道支援団体は、紛争中に破壊されたインフラと医療、教育等の公共サービスの復旧を最優先事項として取り組んでいるが、いまだに十分に復旧しておらず、モスルで公共の電力網からの電気が使用可能な時間は1日あたり12~18時間⁵⁴、水道が使用可能な日数は週あたり3日⁵⁵となっている。特にISからの奪還に時間を要し、甚大な被害を受けたモスル西部では、54のコミュニティのうち、38のコミュニティが重度~中程度の損傷を被り⁵⁶、医療分野では利用可能な病院数の減少と医療コストの上昇により、医療サービスへのアクセスがIS支配以前に比べて大幅に悪化している⁵⁷。教育施設の修繕は国際社会による人道支援によってかなり進んだものの、破損が激しく再開できていない学校も残っている影響で、1教室あたりの児童数が過剰となっており、教員や学校備品・教材も不足しているため、学校の教育機能はIS支配以前に比べて低下したままとなっている⁵⁸。またISが敷き詰めた大量の地雷や、破壊された建物の瓦礫の下に埋まったままの不発弾や仕掛け爆弾による安全面のリスクも極めて高く、イラク政府による除去作業が進められているものの、モスルではいまだに爆発物による人的被害が相次いでいる⁵⁹。紛争の影響でモスルの住民の経済状態も悪化したままとなっており、モスルのAl-Jadida地域を対象とした調査の結果では、住民の73%が「雇用にアクセスできない家族がいる」と回答し、90%が負債を抱えている⁶⁰。損傷したままの住居での生活を余儀なくされている世帯は73%に上る⁶¹。

ISの影響による、コミュニティ内の軋轢や信頼の欠如も見られており、解放宣言後の現在でも、住民の中にはISの残党勢力の存在に対する懸念が滞留している。住民の22%がコミュニティ内の異なるグループの間に緊張があると感じており⁶²、74%の子どもが家の近所で嫌がらせやからかい等に

⁵¹ 'I want to go home, but I am afraid' The impact of war on Mosul's children, 2017, War Child

⁵² IOM Iraq, Displacement Tracking Matrix DTM Round 106, October 2018

⁵³ 同上

⁵⁴ IOM Iraq, Integrated Location Assessment III, P30

⁵⁵ IOM Iraq, Integrated Location Assessment III, P32

⁵⁶ UNICEF, Iraq: Key Facts, February 2018 https://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Key_percent20fact.pdf

⁵⁷ REACH, Mosul Al Jadida Area Based Assessment (May 2018), P20

⁵⁸ 同上, P24

⁵⁹ Handicap international, Factsheet-July 2018, Explosive hazards: another fear for the population in Mosul

⁶⁰ REACH, Mosul Al Jadida Area Based Assessment (May 2018), P13 平均負債額は\$3,376

⁶¹ 同上, P15

⁶² Human Appeal, Challenges upon Return in West Mosul, P7

より怖い思いをしたことがある⁶³と回答している。イラク治安部隊 (ISF: Iraq Security Force) は IS 残党勢力の捜査・拘束を継続しているが、これに抵抗する形で、IS の残党勢力が治安部隊や治安部隊に協力的なコミュニティのリーダーをターゲットに攻撃を仕掛ける事件も発生している。

このような背景を受け、帰還民・避難民を含めたモスルの子どもたちは、IS からの解放後 1 年以上が経過した現在も厳しい環境に置かれている。IS による占拠や戦闘によって破壊・損傷したモスルの学校施設は修繕の途上にあり、教員や教材・学用品も不足しているため、質の伴った教育へのアクセスが大きく制限されている。家計を助けるため、15 歳未満の子どもを何らかの賃金労働に送り出している世帯は 42% に上り⁶⁴、中には爆発物もまだ埋まっている瓦礫の中から、売ってお金になる金属等を拾うといった危険な労働に従事している子どももいる。モスルから避難した子どもの約 90% が親類の喪失、45% が保護者など親しい人の死を経験しており⁶⁵、悲惨な出来事の記憶は子どもたちの心にもいまだに深刻な影響を与えている。43% の子どもが常にもしくは多くの時間深い悲しみを感ずると回答し、学校で良い成績を修めるなどの将来に対する肯定的な展望を持っている子どもは 9% にとどまっている⁶⁶。

(2) 課題・ニーズの分析

1) 質の伴った教育へのアクセス向上の必要性

国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) は 2019 年の教育クラスターの重点地域の一つにモスルを挙げており⁶⁷、特にホストコミュニティで暮らす避難民とモスル西部への帰還民の子どもたちへの支援に戦略的焦点を当てている。上述のような状況を踏まえ、本事業では、昨年 1 年間で帰還民が大幅に増加し、いまだに人道支援ニーズが高いモスル西部を対象とし事業を行う。

① 学習環境の整備の必要性

IS による占拠や戦闘による影響で破壊・損傷した学校施設は、国連機関や NGO 等の支援によって修繕が進められているものの、損傷がひどくいまだに再開できていない学校も少なくない。イラク全体では、紛争の影響を受けた地域の 50% 以上の学校が修繕を必要としており⁶⁸、モスルの Al-Jadida 地域を対象とした調査の結果では、同地域の 56 の学校 (小学校、中学校、高校、職業訓練校) のうち、9 校は損傷がひどく未だに教育活動が再開できない状態にある⁶⁹。使用できない教室や校舎がいまだに多数残っている関係で、使用できる教室・学校に児童が集まり、小・中学校では 2 シフトで授業が行われているにもかかわらず、1 教室あたり 50 人～70 人の大人数の教室で学ばざるを得ず、また家から遠い学校まで通うことを余儀なくされている児童も多い。学校備品や教材の不足も深刻で、1 つの机を 4 人の児童で使用しなければならない教室もある。また、特に IS の支配中に焼却処分が行われた歴史とイスラム教の教科書は不足が著しく、市場で売られている複写本を各家庭で購入するか、購入できない場合はクラスメートに見せてもらうしかない状態となっている⁷⁰。短期間に帰還民

⁶³ Save the Children, “Picking Up the Pieces”, P11

⁶⁴ Human Appeal, Challenges upon Return in West Mosul, P7

⁶⁵ An unbearable reality The impact of war and displacement on children’s mental health in Iraq, July 2017, Save the Children, p.8
https://www.savethechildren.net/sites/default/files/libraries/Iraq_An%20Unbearable%20Reality%20June%202017.pdf

⁶⁶ Save the Children, “Picking Up the Pieces”, P5

⁶⁷ Iraq Humanitarian Fund (IHF) 1st Standard Allocation 2019, Allocation Strategy, P13

⁶⁸ 2019 Humanitarian Needs Overview (Iraq), P48

⁶⁹ REACH, Mosul Al Jadida Area Based Assessment (May 2018), P25

⁷⁰ 同上

が増加し、復学した児童が大幅に増えた結果、教員も不足しており、これを補うために教員養成校を卒業した若者が無給のボランティア教員として教えているケースもある⁷¹ため、教育の質の確保が大きな課題となっている。これらの課題に対処するため、早急な学校施設、学習環境の改善が求められている。

② 教育関係者の能力強化の必要性

2019年 Humanitarian Needs Overview (HNO) では、特に帰還民が多い地域における教員の不足による教育の質の低下が、教育セクターの主要な課題として指摘されている⁷²。IS の支配や避難生活によって学習期間に空白があり学習が遅れているだけでなく、紛争時の暴力、家族の死、虐待などを経験し、軽度から重度にいたる様々なレベルのストレスを抱える子どもたちを相手に、大人数の教室で教材・学校備品も不足する中で教壇に立つ教員は、多くの困難に直面している。当団体が他事業で行ったモスル西部の小中学校の教員に対する調査では、約半数の教員が「生徒の振る舞いや態度(いじめ、暴力、多動、突然泣き出す、教員への反抗等)への対処に困難を覚える」と回答し、半数以上の教員が「生徒が積極的に学習するよう促す方法がわからない」と回答している。同調査では、良い学習環境の作り方、教員自身のストレス・マネジメント、児童の参加を促す教授法、児童に対する心理社会的支援 (PSS) に関する知識に対して、特に教員のニーズが高いとの結果であった。このため、本事業ではこれらのニーズに沿った能力強化研修を実施する。

また、各学校を監督する立場にある教育局 (DoE) の職員は、多くが IS からの奪還後に採用された新しい職員であるため、緊急時の教育ミニマムスタンダード (INEE) に沿った質の伴った教育や学校の整備、校長や教員への指導・監督に関する知識と経験が不足している。紛争の影響がまだまだ根深く残るモスルでは、このような緊急下の学校の状況と子どもたちの多様なニーズを踏まえた教育を行うため、教育関係者の知識とスキルの向上が求められている。

③ 学習に遅れのある子どもたちへの学習支援

約3年にわたる IS による支配および解放作戦の間、少なくとも約100万人のモスルの子どもたちが教育へのアクセスを奪われ、約70%の子どもたちが1年以上の学校へ通学できない期間を経験した⁷³。女子生徒は保護者の付き添いがない場合は外出できない、IS による通学路または学校内での教員や学校職員、子どもたちに対するハラスメントや脅迫行為などの理由から、IS 支配下で出席率は大幅に低下し、モスルの多くの子どもが約3年間の教育の機会を喪失している⁷⁴。通学を継続した子どもたちも IS のカリキュラムのもと、過激思想や暴力的価値観を教え込まれる環境⁷⁵に晒され、イラク国のカリキュラムに基づいた学習の機会が完全に奪われていた。2019年イラク人道危機対応計画(以下 HRP) の教育セクターの戦略目標1では、「避難民・帰還民の子どもたちが正規の教育課程へ復帰するための質の高い公式・非公式教育を受ける機会へのアクセスを向上する」が掲げられており⁷⁶、紛争の影響で学習期間に空白を持つ子どもたちが学習の遅れを取り戻し、学校へ早期に復学する

⁷¹ REACH, Mosul Al Jadida Area Based Assessment (May 2018), P25

⁷² 2019 Humanitarian Needs Overview (Iraq), P48

⁷³ Protection of Civilians in Mosul: Identifying Lessons for Contingency Planning, A Center of Civilians in Conflict (CIVIC) and InterAction Roundtable, October 17, 2017

⁷⁴ 'I want to go home, but I am afraid' The impact of war on Mosul's children, 2017, War Child

⁷⁵ 同上

⁷⁶ 2019年度のイラク人道危機対応計画は現在策定段階のため、本申請書ではドラフト内容を参照する。

とともに、既に就学している児童が進級し通学を継続できるよう、学習支援を行う必要がある。

当団体がモスル西部で2018年に実施した事業では、対象校の当時の全生徒数(2,700人)の約3割にあたる803人が補習授業による学習支援を必要な状態であった。これだけ高い割合の子どもたちが学習支援を必要としている現状からも、ISの3年間の支配が子どもたちに及ぼした教育面での悪影響は大きいと言え、本事業においても紛争の影響を受けた子どもたちへの学習支援に取り組む必要性は高い。

④ 心理社会的サポートの必要性

モスルの子どもたちの多くが、市街地で遺体や流血、家族が殺害される現場、スナイパーによる射殺や地雷の被害、自宅の爆破などを目撃⁷⁷しており、紛争時に受けた深刻なストレスは、ISからの解放後1年以上が経過した後も、子どもたちの心に影響し続けている。モスル西部で紛争の影響を受けた子どもたちと保護者に対して行われた調査では、66%の保護者が「子どもたちがほとんどの時間悲しんでいる」⁷⁸、25%が「子どもが話せなくなった」、23%が「おねしょが増えた」、10%が「子どもが悪夢にうなされている」⁷⁹と回答している。紛争時の鮮烈で悲惨な経験は過ぎ去っても、モスル西部の子どもたちは今も損傷が残る学校や住居で過ごし、避難や帰還といった移動を経験し、低下したままの公共サービスに耐える生活を余儀なくされており、長引くストレスが上述のような反応を引き起こしていると考えられる。紛争中およびその後の生活で受けた様々なレベルのストレスに対して適切なサポートが行われない場合は、精神疾患の発症など子どもたちの長期的な身体的・精神的健康へのリスクが高い⁸⁰とされており、子どもたちが安心して感情や経験を表現できる場を提供しつつ、ストレスから回復するための支援が早急に求められている。教育クラスターと子どもの保護サブクラスターの連携による心理社会的支援(PSS)は、2019年HRPでも重点項目の一つとなっており、保護者やコミュニティを巻き込んで子どもたちの抱える深刻なストレスを軽減し、子どもたちが困難を乗り越えストレスから回復する力の向上を促す支援が求められている。

⑤ 地雷・爆発物の危険に対する啓発教育の必要性

ISによる3年間の占拠と奪還作戦の間に、モスル周辺および市街地には複雑に改造され探知困難な地雷や爆発物が、道路、街の主な施設、建物の瓦礫の下などに仕掛けられたまま残されており、国連機関の推計では、モスルに残された爆発物を含む危険な瓦礫の量は800万トンに上る⁸¹。イラク政府による除去作業が行われてはいるものの、市民が不発弾や地雷の被害にあうケースが後を絶たず⁸²、爆発物処理の専門家によるとモスル西部から完全に爆発物を取り除くには25年はかかると予測されている。2019年HRPにおいて地雷対策サブクラスター(保護クラスターの下サブクラスターの一つ)では、子どもたちが自身の身を守れるように地雷などの爆発物のリスクに関する啓発教育を提供することが優先事項として挙げられている。⁸³

⁷⁷ An unbearable reality The impact of war and displacement on children's mental health in Iraq, July 2017, Save the Children, p.8
https://www.savethechildren.net/sites/default/files/libraries/Iraq_An%20Unbearable%20Reality%20June%202017.pdf

⁷⁸ Save the Children, "Picking Up the Pieces", P8

⁷⁹ 同上, P9

⁸⁰ 同上, P10

⁸¹ Handicap international, Factsheet-July 2018, Explosive hazards: another fear for the population in Mosul

⁸² 同上。2017年7月10日から2018年4月15日までの間に、127件の爆発事故により186人の死傷者が出ている。

⁸³ 2019年度のイラク人道危機対応計画は現在策定段階のため、本申請書ではドラフト内容を参照する。

⑥ 子どもを保護する環境の整備・強化の必要性

モスル西部では紛争後急速に避難民の帰還が進む中、子どもを取り巻くリスクが散在している。当団体が2018年にモスル西部で行った他事業において、個別の支援を必要とする子どもを対象にケースマネジメントを実施したが、対象とした約200件には、児童労働12件、早婚1件、性暴力2件、ケガ50件、保護者との離別42件、極度の貧困99件等の様々な保護リスクの下に置かれている子どもたちが含まれていた。家庭で子どもを保護する役割を担うことが期待されている保護者も、紛争や避難・帰還時の混乱、経済的困窮によるストレスにさらされており、子どもたちの不安やストレスを受け止めつつ回復をサポートすることが困難な状態にある⁸⁴。このため、子どもたちが家庭で安心してストレスに対処し回復していくことができるような家族関係を構築し、子どもに対して肯定的なしつけを行えるよう保護者への啓発を行っていく必要性が高い⁸⁵。

また、コミュニティにおいても、紛争による社会的・文化的結束の分断や、相互の信頼の欠如、子どもの保護に対する意識の低さなどが背景となり、現状では子どもを保護する枠組みとしてコミュニティが十分機能していない。コミュニティが緊急下における子どもの教育や保護に関する理解や知見を深め、前述した多様なニーズを抱えている脆弱な子どもたちをタイムリー且つ適切に特定し、関係機関にリファーし、必要な支援につなぐことができるよう、コミュニティの能力強化と協力体制の構築に対する支援が必要不可欠である。2019年HRPにおいても、コミュニティに根差した子どもの保護システムの整備は、子どもの保護サブクラスターの重点項目となっている。

(3) 対象地における紛争分析・配慮

【超過激組織イスラム国（IS）の影響】

モスルを含むニナワ県は、ISが実質的に支配していた地域であるため、他の地域と比較してISの残党が存在するなど今なお多くの影響が色濃く残っている地域である。ISからの解放後、モスルでは全般的には治安が回復している一方、イラクの治安部隊や、治安部隊に協力的なコミュニティリーダーに対するIS残党勢力によると見られる攻撃は散発的に発生している。特にISの支配下で教育を受けた子どもたちや十代の若者が、学校教育からのドロップアウトや将来のために正しい決断をする上での知識とスキル不足といったリスクの下に置かれ続けた場合、武装勢力に再び取り込まれるおそれがある。本事業では、ケースマネジメントやPSSプログラムなどの活動によって、子どもが武装勢力の影響から回復しライフスキルを身に付けられるよう支援し、またCPCを通じてコミュニティ内で子どもの脆弱性と、それに対する適切な保護の必要性への理解が向上するよう配慮する。

【民族間摩擦のリスク】

モスルは住民の多数をスンニ派アラブ人とクルド人が占める一方、イラク全体の多数派を占めるシーア派アラブ人や、少数派であるシーア派シャバク人、キリスト教徒、ヤジディ教徒など多様な民族で構成されている。現在もISとのつながりが疑われるスンニ派アラブ人に対する報復攻撃や、武装勢力に加担したとの疑いを掛けられた家族に対するコミュニティ内での差別が発生するなど、異なるグループ間での軋轢が見られる。本事業では、異なるグループ間の対立を煽ることがないように、事業スタッフを言語や民族に応じて適切に配置するなど配慮する。また、CPCの設立や啓発活動の際

⁸⁴ Save the Children, "Picking Up the Pieces", P13

⁸⁵ 同上, P20

には、ベースライン調査で明らかになった各グループの脆弱性に応じ、CPC のメンバー選定や運営において各グループの意見が反映されるよう配慮し、コミュニティ内の社会的結束 (Social Cohesion) の強化と異なるグループ間の相互理解の促進に寄与できるよう取り組む。

【その他の配慮事項】

- コミュニティメンバーで本事業に深くかかわる CPC については、人員の選定はコミュニティリーダーを中心にコミュニティが主体となってい、民族・宗教・ジェンダー構成割合やコミュニティにおける立場などで、偏った参加とならないよう事業スタッフが助言を行う。事業とコミュニティの連携およびコミュニティの結束強化を常に意識し、コミュニティモビライザーや CPC メンバーから事業地の状況について最新の情報を得ることによって、ローカル・コンテクストを十分に理解し、事業内の活動が対立を助長することがないよう十分に配慮する。
- 文化・宗教的コンテクストを考慮し、女兒・女性の裨益者のニーズが埋もれることなく汲み取られるよう、女性スタッフ配置の徹底および安全・安心な空間の確保によって、女兒・女性の裨益者のニーズと意見を吸い上げ、事業への積極的な参加を促進する。

11. 他のアクターとの連携・調整

(1) 支援分野別クラスターの政策・計画における本事業の位置づけ

本事業は、2019年 HRP の戦略目標 1「紛争後の持続的な解決へ移行」、戦略目標 2「保護の主流化の強化」に沿い、紛争の影響を受けたモスル西部の特に脆弱な子どものニーズに焦点を当て、彼らが紛争・暴力の経験を克服し成長するための教育支援と保護サービスを提供し、ライフスキルを習得しストレスから回復する力を強化できるよう支援する。教育分野では、2019年 HRP の教育セクターの目標 1「避難民・帰還民の子どもたちが正規の教育課程へ復帰するための質の高い公式・非公式教育を受ける機会へのアクセスを向上する」および目標 2「紛争の影響を受けた子どもおよび若者のニーズに応じた保護的な学習環境を整える」に貢献すべく、子どもたちへの補習授業等の教育支援や教育関係者の能力向上に取り組む。また保護分野では、2019年 HRP の保護セクター目標 1「紛争の影響を受けた脆弱な個人が人権を保障され、人道支援および公共サービスにアクセスし、持続的解決への障壁を克服することができるよう、専門的な保護支援およびコミュニティに根差した支援を提供する」の下、紛争の影響を受けた子どもたちへの心理社会的支援 (PSS) やコミュニティが子どもを保護する能力・機能強化のための活動を行う。

(2) 受入国政府当局との連携・調整

本事業では、イラク教育省およびニナワ県教育局との適切な連携を図り実施していく体制としている。本事業は、学校を拠点としての活動を中心としているため、対象校の各学校、学校の指導監督を担う教育省、教育局と密に連携・調整しながら実施しつつ、教員や教育局職員への研修の提供や事業実施を通じて、能力強化に取り組む。また、子どもの保護やケースマネジメントに関する研修・活動実施にあたっては、ニナワ県労働社会福祉局 (DoLSA) および公立学校に配置されているスクール・ソーシャルワーカーと連携しつつ関係を構築し、本事業の活動への関与を引き出すよう配慮する。

また、国レベルおよびニナワ県における教育とプロテクションクラスター会議に事業スタッフが定

ジャパン・プラットフォーム提出用

期的かつ積極的に参加し、事業実施からの学びや経験をクラスター参加メンバーと共有し、調整・連携を図る。モスルのサブナショナルクラスターができる以前より、各クラスター調整会議において、他団体とモスルへの支援について協議を重ねてきた。さらに、国連の調整組織である支援実施機関調整フォーラム（Inter-agency coordination forum）にも定期的に参加し、グローバルレベルでの動きを把握し、モスル地域における他団体との協力についても調整を行っている。活動 2.2.3 個別の支援が必要な児童に対するケースマネジメントの提供においては、保護サービスを提供している支援団体との連携・調整を行う。

（3） その他のアクターとの連携・調整

本事業では、主に以下のアクターとの連携を図り、事業を実施することを計画している。

- Al Ghad（団体概要については別添（2）現地提携団体資料を参照）：

本事業の活動は、イラクの NGO である Al Ghad と提携し実施する。「10 章（3）対象地における紛争分析・配慮」で記載している通り、紛争後の社会基盤の荒廃とコミュニティ内での相互信頼間が欠如した中での復興にあたり、地域住民、地元の慣習等の知見が不可欠であり、社会的結束の構築にはモスル西部のコンテキストへの配慮が極めて重要であることから、地域での長きにわたる活動経験を有している Al Ghad と提携し活動を行う。WV はこれまでも AG と提携して活動を実施してきた。Al Ghad の事業スタッフはモスル出身者であり、地元の警察官、宗教指導者、コミュニティリーダー等、地域の重要なステークホルダーとのつながりが強い。活動実施においては Al Ghad を通してコミュニティとの連携を密に図り、安全かつ効果的に活動を実施する。WV の事業スタッフは、週に 3 日事業地に行き、Al Ghad に対して全ての活動のモニタリングや活動内容・実施方法に関する助言をおこなうとともに、教育や子どもの保護分野での専門性の能力強化などのサポートを行う。

- 支援校の校長：学校との調整においてフォーカルポイントとなる各支援対象校の校長とも定例会議を行い、事業計画や活動実施に関する重要事項について協議する。定例会議において、情報共有・意見交換を行い、学校管理者の意見が事業実施に適切に反映されるよう配慮する。
- 子どもの保護に取り組む他 NGO 団体：モスル西部での子どもの保護のリファール（Child Protection Referral Pathways）については、各団体のリソースが特定され既にマッピングが行われている。これらの他団体と密に情報交換を行い、必要に応じてケースのリファールを相互に行い連携・協力する。

12. 人道支援の質とアカウンタビリティに関する必須基準への適合性

（1） 支援セクターで定められた最低基準をどのように順守するか

本事業は、スフィア・スタンダード（Sphere）、緊急時の教育ミニマムスタンダード（INEE）、子どもの保護に関するミニマムスタンダード（Minimum standards for child protection in humanitarian action）に基づき、以下の点に工夫して事業を実施する。

- 教育および子どもの保護クラスターや教育局と連携し、支援対象校の選定・アセスメントを実施し、ニーズを分析・共有する。⇒INEE 基本的スタンダード：協調、分析
- アセスメントでニーズを把握の上、対象校における破損状況に応じて、水衛生施設、学校のバリアフリー化、子どもの安全に配慮した設備を整備し、学校を修繕する。⇒INEE アクセ

スと学習環境・スタンダード2：保護と「しあわせ」(well-being)、スタンダード3：「施設とサービス」、スフィア・スタンダード：権利保護の原則1、2、3

- 教員を対象とした緊急下の子どもの教育と保護に関する研修の実施し、子どもにとっての安全な学習環境を保つよう促す。⇒INEE アクセスと学習環境・スタンダード2：保護と「しあわせ」(well-being)、INEE 教授と学習・スタンダード2：「研修、職業開発と支援」
- 子どもたちが直面している危機や脅威から身を守るスキルを習得できるよう PSS プログラムを実施するとともに、地雷・爆発物に関する啓発教育を実施する。⇒INEE 教授と学習・スタンダード1：カリキュラム
- ケースマネジメントを提供する際、脆弱性を定義した上で最も脆弱性が高いと判断された児童を対象とする。⇒子どもの保護に関するミニマムスタンダード15：ケースマネジメント3脆弱性を定義する
- コミュニティメンバーから成る CPC がコミュニティの中の子どもの保護リスクを特定し、リスクの軽減や予防のための啓発メッセージの発信を行う。⇒子どもの保護に関するミニマムスタンダード16：コミュニティに根差した子どもの保護メカニズム7メッセージの発信

(2) 人道支援の必須基準 (CHS) をどのように順守するか

本事業は人道支援の必須基準 (CHS) に準じて設計している。参照箇所は以下の通り。

- CHS1.1 および 1.2：支援対象校の修繕にかかる支援対象校の選定において、教育局、クラスター、コミュニティへの聞き取りを通じ、支援候補地の脆弱性を客観的かつ公正に判定し、支援対象校を選定する。また、ケースマネジメントの支援対象児童の把握においても、支援対象校が所在する地域でベースライン調査を実施し、コミュニティ内の多様なグループのニーズや脆弱性を公平に判断し、状況に適した支援を提供する。
- CHS1.2：補習授業の提供、教育関係者に対する緊急下の子どもの教育に関する研修の提供、PSS プログラムの提供、CPC の設立 (CPC メンバーの選出) において、対象者の男女比率は平等となるようにし、支援対象に偏りが無いよう配慮する。
- CHS1.3 および 2.2：各 CPC と事業スタッフが日々連絡を取り合い、支援対象地の状況や個別の支援が必要と特定された子どもの情報などをタイムリーに共有することで、状況に応じた適時適切な支援を提供できるようにする。
- CHS3.1：2.1.2 PSS プログラムの提供を通して、子どもたちが紛争によるストレスから回復し、保護リスクに対応する力を身に付けられるよう支援を行う。
- CHS5.1 および 5.2：本事業に関する苦情やフィードバックについては、裨益者に対する説明会や学校職員との定例会議、CPC の定例会を通じてあらかじめ受益者に対し苦情や要望の伝え方を周知する。活動開始前の説明会や事業終了後の評価において意見交換の機会を設ける、苦情のフィードバック方法を記載したバナーを対象校に設置する、意見箱やホットラインを設置するなどし、受益者が安全に苦情や要望を述べるができる環境を整える⁸⁶。集められた意見は、毎週事業のアカウントビリティ担当者が集約し、事業スタッフに共有する

⁸⁶ 事業実施にあたり、すべての直接裨益者に苦情受付の仕組みを伝える努力を行うが、裨益者に苦情受付の仕組みが認知される割合としては他事業での実績に基づき 80%を見込んでいる。

ことで、迅速かつ適切に事業運営に反映できる体制を整える⁸⁷。

- CHS6.3：国レベルおよび地域レベルで教育クラスターおよび子どもの保護サブクラスターに定期的かつ積極的に参加し、他団体と支援が重複しないよう詳細な調整を行うことで、支援地域に対する支援の最大化を図り、対象地域の子どもたちの保護環境の改善に包括的に取り組むことができるよう考慮する。
- CHS7.1 および 7.5：本事業の計画および実施にあたり、他国およびイラクにおいて団体が実施した先行事業からの教訓や経験を生かす。また、事業開始時のベースライン調査と終了時のエンドライン調査、また実施期間中のモニタリングで得た学びと経験を記録し、事業終了時に事業関係者全体で学びの共有を行うとともに、今後の事業に生かせるよう団体内で記録する。

(3) その他

特になし

13. 事業管理体制

(1) 人員配置

本事業は、WVJより派遣する日本人プロジェクト・マネージャー（以下JPM）を中心に実施し、JPMは以下の役割を担当する。

- 事業の進捗、予算およびスタッフの管理、事業の質、事業内容変更の必要性の監督
- 資材調達を含む事業関連支出の決裁、また調達状況の管理
- 東京本部事務所への報告・相談
- 事業のアカウントビリティの担保
- 現地提携団体 Al Ghad との連携の調整、監督

JPMはこれらの役割を担うにあたり、東京本部からの指示・アドバイス、WV イラク事務所からのファイナンス、アカウントビリティ・デザイン・モニタリング・評価（MEAL）、緊急期の教育、緊急期の子どもの保護などの分野における技術的なサポートを受け、事業を運営・管理する。現地スタッフの役割分担の詳細は、「参考資料：人役詳細」に示す。

本部スタッフは、JPMを通じてWVイラクと密接な連絡・調整を図りつつ、月報・月次収支への細部にわたるレビューと指示を行い、事業への適切な支援を行う。事業開始時、事業の終了時などの節目となるプロセスには現場に出張し、指導、決定、また合意を行い、WVJが策定している事業計画、JPF実施要領に沿った最善の事業実施ができる体制をとる。

事業地モスルは現在外務省の海外渡航安全情報にて、「レベル4（退避勧告）」となっており、邦人職員は事業地への立ち入りは行わず、エルビル市内に駐在して事業を管理する。事業運営は本事業スタッフの指導・監督のもと、現地提携団体の Al Ghad が行う。事業期間中に治安情勢が改善したと判断される場合には、JPFを通じて外務省へ連絡・相談を行う。

⁸⁷ 苦情を受け付けた際の対応方法については、「質問の場合」、「苦情の場合」、「不正や性的搾取等のセンシティブな苦情や緊急の対応を要する場合」に分けて対応手順を決めている（別添(4)参照）。「不正や性的搾取等のセンシティブな苦情や緊急の対応を要する場合」は、苦情の内容（①裨益者からの不満、②不正、③権威の乱用や裨益者への高圧的態度、④性的搾取や裨益者への虐待、⑤スタッフや事業に対する脅迫）に応じて、調査手順と担当責任者（Ops：事業総括責任者、P&C（People and Culture）：人事責任者、SLT（Senior Leaders Team）：イラク事務所マネジメント、Security：セキュリティ担当責任者）を決めている。

(2) 資金管理 (現地における口座開設、日本からの送金方法等)

本事業では、エルビルの WV イラク事務所にて、事業地における財務管理を行う。WVJ は、事業会計の外部監査、団体で規定する内部会計監査を含め、厳格な内部統制のもと、資金管理および財務管理の監督を行う。本事業専用の会計方法の規定、統制方法を記載したガイドラインを作成し、事業開始時に事業に関わる全てのスタッフを対象にオリエンテーションを行い、適切な資金管理を実施する体制を整える。エルビルに派遣されている JPM は、エルビル事務所にて、本事業活動の統括の立場から、事業進捗の把握、事業地における財務管理を徹底して行うことで、管理体制の効率化を図る。事業にかかわる全ての支出に関しては JPM が決済する体制とする⁸⁸。財務管理では、本部のグラント・ファイナンス・オフィサーと連携して行う。

また、現地における銀行口座は既に存在する助成金事業用の銀行口座を利用し、口座の利用については WV イラクと WVJ が合意する MoU にて規定している。

なお、提携団体の Al Ghad の資金管理については、MoU に詳細に規定し以下の通りとする。

- 毎月のキャッシュフローのレビュー合意を経て前払いでの送金を行う
- Al Ghad は毎月月次収支報告書および証憑原本を提出し、WV が確認し、管理・監督する

14. 想定されるリスクへの対処法

モスル奪還作戦では中央政府とクルド政府が協力したが、解放後の現在も中央政府とクルド自治区間の境界として争点となっている地域にクルド治安部隊が配置されているなど、政情悪化の懸念要素がある。2017年9月26日に実施されたクルド人自治区の独立を問う国民投票では、イラク軍がクルド人自治区に対し圧力をかけ、キルクーク県やニナワ県のシンジャー地域等からのクルド治安部隊を撤退させるなど対立が生じた。その後2者間の協議が進み、徐々に安定しているものの、今後もイラク軍とクルド治安部隊で突発的な衝突が発生する可能性も残っている。

また、IS からの解放後、イラク北部の治安は全般的に改善しているものの、イラク治安部隊による IS 残党の逮捕・拘留は今後も中長期的に継続される見込みであり、モスルではこれに対抗する形で治安部隊や、治安部隊に協力的な市民を狙った攻撃も散発的に発生している。このため、事業実施にあたっては、地域の治安状況分析を慎重に行い、対応していく。

以下に、事業に影響のあるリスクを記載する。

リスク	対処法
イラク北部における治安状況悪化	上記したイラク政府およびクルド人自治政府のとの軋轢、武装勢力分子、民族間摩擦等が事業地における治安悪化につながる要因があるため、WV イラクの危機管理担当者を中心に支援地域の治安状況を定期的に分析し、安全確認および事業実施に係る状況判断を行う。
政府方針／規制の変更	イラク政府およびクルド人自治政府の帰還民・避難民の支援方針の変更による事業活動への影響を最小限にするため、地元当局との関係性を活用し前広に情報を得て、変更後の範囲内でも事業目的・成果が達成されるよう活動の範囲やアプロ

⁸⁸団体内で決裁システムが確立されており、金額に応じた最終決裁者レベルが設定されているが、全ての決裁は JPM を通じて行う。

	一斉を適宜見直し柔軟に対応する。
治安悪化による帰還民、避難民のモスルからの流出	事業期間および事業契約の範囲内で実施できる代替活動を模索し、裨益者数、事業地等の変更について速やかに JPF 事務局へ申請する。

15. 安全管理体制

WVJ では、駐在スタッフの安全確保のため、セキュリティ対応計画を整備し、定期的に見直しを行っている。WVJ 本部は WV イラクの危機管理担当者より、定期的に現地の安全情報を入手するとともに、治安状況の情報収集や分析を行い、イラク国内での事業実施の安全確認・状況判断を定期的に行い、JPM をはじめ事業スタッフと確認を行う。また、WVJ は一日 1 回、JPM とスカイプによる連絡を行い、安全確認を行う。さらに、JPM は在イラク日本国大使館および在エルビル領事事務所とも連絡を取りつつ、最新の治安情報の入手に努める。

WV イラクでは、半年毎に更新されるセキュリティ対応計画に従い、以下のとおり安全管理の体制を整えている。

- セキュリティリスク評価

危機管理担当者はイラク政府、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）、「Saving Lives Together フレームワーク」に加盟する人道支援機関、その他メディアより安全情報を定期的に入手し、最新の情報に基づきセキュリティリスク評価を更新している。セキュリティリスクの分析は、①リスクの特定、②脆弱性のアセスメント、③リスク分析の 3 段階で行い、特定された各リスクについては、(a) リスクレベル、(b) 対応手順（管理責任者の指定）、(c) リスク軽減のための対策、(d) 不可避なリスクを分析する。分析結果は、定期的にスタッフに周知し、常時、危機への備えを万全にしている。

- 有事における対応手順

セキュリティ対応計画では、有事の際の退避場所を定め、「注意フェーズ」（通常業務に支障はないが、日頃から避難場所について周知するなど、緊急時に備える）から「退避フェーズ」（国際スタッフは国外退避、事業は休止）までの段階別の対応手順を設定している。スタッフはセキュリティ対応計画が指定する各フェーズにおける行動基準に準じて行動する。また、WV イラクではすべてのスタッフが携帯電話を常備しており、有事の際に事務所外にいるスタッフには主に携帯電話を通じて指示がいきわたるよう連絡体制を整備している。

- 事業地訪問の前の安全確認

WV イラクの危機管理部は、日頃から当該地域の安全状況を確認し、複数の関係者から情報収集を行っている。また、事業スタッフが事業地モスルへ移動する前には、危機管理担当者が事業地で活動する関係者に最新の安全情報を問い合わせ、厳重に安全確認を行い、事業地への訪問可否について判断している。出発前には、事業スタッフに対して個別のブリーフィングを行っている。

- 事業地訪問時の安全管理体制

WV イラクのすべての車両には、GPS トラッカーが装備されており、WV イラクの車両管理部が GPS による車両のトラッキングを行っている。車両のドライバーは目的地に到着した際

に、車両管理部に到着報告を行うなど、移動時のスタッフの安全管理を徹底している。当該事業地は、携帯電話の通信状況が比較的安定しており、スタッフは携帯電話を用いてコミュニケーションをとっている。

- 事業現場での不測の事態が起きた場合の行動について

セキュリティ対応計画には、緊急時の対応手順や危機対応計画を詳細に定めている。事業スタッフは最新版のセキュリティ対応計画、特に緊急時の対応手順や危機対応計画について、定期的にブリーフィングおよび研修を受講しており、万が一、事業地で事故に巻き込まれ負傷等した場合には同手順に従って連絡・行動する。

16. 連結性または持続発展性

本事業を通じて、イラクの復興に貢献する人材を育成することを目指している。具体的には、本事業全体において、以下の主要なアクターの能力強化に資する活動を実施し、本事業の持続発展性を担保するよう取り組む。

- ニナワ県教育局

本事業は学校を拠点として活動を実施するにあたり、教育局職員および教員を対象とした緊急下の子どもの教育と保護に関する研修を実施し、緊急下の学校の状況と、様々なストレスを抱える子どもたちのニーズを踏まえた教育を提供できるよう、能力強化を目指す。また、教育局職員に対し、教員による活動の合同モニタリング、および教員の合同評価を通じて主体性を醸成し、ニナワ県の教育局へ活動を引き継いでいくことができるよう支援していく。

- CPC

CPCは支援対象のコミュニティメンバーから成る。事業で実施するCPC研修を通じて、コミュニティが子どもの保護に必要な知識とスキルを養い、自分たちの力で子どもたちを守るコミュニティの保護体制を維持継続していくことができるよう支援する。CPCがケースワーカーや関係機関へのリファー、扱っているケースの報告等の経験を重ねることで、コミュニティの子ども保護メカニズムを構築していくことを目指している。

- 現地提携団体 (Al Ghad)

Al Ghadと提携を通じて、WVがもつ長年の緊急援助、特に、緊急期の教育および子どもの保護分野における経験・蓄積を、WV専門家からの最新の国際的潮流に基づいた技術的インプット、およびJPMからの事業管理への指導・アドバイスを定期的に提供することで、Al Ghadの能力強化に資する体制となるよう設計している。長期的視点では、Al Ghadが当該地の教育および子どもの保護を中心的に担っていく支援団体として成長できるよう本事業にてサポートする。

17. 申請団体による同国内での関連事業

(1) 申請団体による同国内での関連事業

国	期間	資金	事業
イラク (エルビル、スレイマニア、ドホーク)	2018年6月～12月	WFP	シリア難民へのEバウチャーによる食糧支援
イラク (ドホーク)	2018年1月～5月	WFP	国内避難民への食糧支援

イラク（ドホーク）	2017年10月～12月	WFP	国民避難民への食糧支援
イラク（ドホーク）	2017年1月～6月	WFP	モスルからドホークへ避難した国内避難民への緊急食糧支援
イラク（エルビル、スレイマニア、ドホーク）	2017年1月～6月	WFP	シリア難民へのEバウチャーによる食糧支援
イラク（エルビル、シャクラワ、ソラン）	2017年1月～6月	WFP	国内避難民への現金給付およびバウチャーによる食糧支援
イラク（エルビル、スレイマニア、ドホーク）	2016年7月～12月	WFP	シリア難民へのEバウチャーによる食糧支援
イラク（エルビル、シャクラワ、ソラン）	2016年8月～12月	WFP	国内避難民への現金給付およびバウチャーによる食糧支援
イラク（エルビル、シャクラワ、ソラン）	2016年1月～6月	WFP	国内避難民への食糧支援
イラク（エルビル、シャクラワ、ソラン）	2015年4月～12月	WFP	国内避難民へのバウチャー配布による食糧支援
イラク（バグダッド）	2004年4月～5月	募金	幼稚園支援（教室家具・遊具設置）
イラク（ニナワ県）	2003年5月～2004年12月	JPF	国内避難民への緊急援助事業（緊急物資配布、教育支援、医療品支援）

18. 本事業の主な分野を以下から選択

- ① 農業 (Agriculture) ② 教育 (Education) ③ 食糧 (Food) ④ 保健・医療 (Health) ⑤ 地雷対策 (Mine Action) ⑥ 平和構築 (Peace Building) ⑦ 給水・衛生 (Water and Sanitation) ⑧ シェルター・物資配布 (Shelter and NFIs) ⑨ 保護・心理社会的支援 (Protection / Psychosocial Support) ⑩ 通信 (Communication) ⑪ 支援調整 (Coordination and Support Services) ⑫ キャンプ運営 (Camp Operation) ⑬ 防災・災害リスク削減 (Disaster Risk Reduction) ⑭ 早期復興 (Early Recovery) ⑮ 調査・モニタリング・評価 (Assessment, Monitoring and Evaluation)

以上